令和2年度 宇都宮市食品衛生監視指導計画 実施結果

宇都宮市

第1 はじめに

宇都宮市では、食品の安全性を確保し市民の健康の保護を図るため、食品衛生法(昭和22年法律第233号)第24条の規定に基づき、食品関係営業施設等に対する監視指導や流通食品の検査、正しい知識の普及啓発などを効率的かつ効果的に実施するため、令和2年3月に「令和2年度宇都宮市食品衛生監視指導計画」を策定しました。本計画の実施結果を取りまとめましたので公表します。

第2 食品の安全確保に関する連携

1 厚生労働省及び他自治体等との連携

- (1) 総合衛生管理製造過程承認施設について、市内で承認を得ている1施設、対米輸出水産食品取扱認定施設1施設及び対EU輸出水産食品取扱認定施設1施設に対し、 11回(令和元年度14回)の立入調査(厚生労働省関東信越厚生局との合同監視を含む)を実施し、食品衛生法第50条第2項の基準を定める条例に基づくHACCPによる衛生管理の実施状況を確認しました。
- (2) 食中毒の発生及び違反食品等の発見時には、関係自治体と連携し、原因の究明や被害の拡大防止及び違反食品の速やかな排除に努めました。

2 その他関係機関との連携

- (1) 食品表示の適正化を推進するため、食品表示法に基づき、関東農政局栃木県拠点、栃木県河内農業振興事務所、栃木県くらし安心安全課、市保健所健康増進課と合同で3回(令和元年度4回)、スーパーや農産物直売所等における食品表示の監視指導を実施しました。
- (2) 食品安全確保対策に係る学識経験者・食品事業者・消費者による意見交換や関係行 政機関,関係団体との情報交換・連携強化を図るため,会議・委員会を開催しました。

<会議開催状況>

会議等の名称	概要		
	目的: 食品関係団体の情報交換等連携強化によ		
	る食品安全確保対策の推進	-	
食品安全関係団体連絡会議	構成:食品関係団体(消費者団体,生産団体,	1	
	流通加工者団体12団体及び宇都宮市)		
	目的: 食品安全確保に係る方針や計画等の検討		
食品安全懇話会	及び施策への反映	2*	
	委員:消費者,学識経験者,食品関連事業者等	2 "	
	1 9名		

^{*}新型コロナウイルス感染拡大防止のため、書面開催(うち1回)

第3 監視指導実施に関する事項

1 営業施設への立入検査に関する事項

各業種での危害度,過去の行政処分,指導の状況等を勘案し,目標監視件数7,500 件に対し,延べ6,804件(令和元年度7,522件)の立入検査を実施しました。

立入検査の際には、施設設備の構造及び衛生管理の状況、食品の取扱状況等について 監視し、必要な指導を実施しました。

市民等からの食品や施設に対しての申出件数は114件(令和元年度132件)で、 内訳は食品への異物混入に関することや施設の衛生等に関する申し出がありました。これらに対する措置としては必要に応じて立入調査や衛生指導、報告書等の徴収等を行い、 速やかな改善を指導しました。

<市民等からの申出件数>

区	分	件 数
	腐敗・変敗に関すること	5
不良食品に関すること	異物混入に関すること	2 5
	表示に関すること	5
	容器包装に関すること	2
	有症苦情	3 0
	その他	1 2
施設に関すること	衛生に関すること	1 0
他はに関すること	そ族昆虫に関すること	4
施設からの排水に関すること		0
その他		2 1
合 計		1 1 4

<リスク別監視指導結果>

リスク区分	施設の種類 過去2年間に違反等を起こした施設及び大規 流通拠点施設及び輸出等広域流通食品製造施設		目標監視回数	延べ監 視指導 件数	監視率
リスクの極め て高い施設等	○大規模な食品流通拠点施設○過去2年間に違反食品を製造・調理し、行政処分等を受けた施設○対米及び対EU輸出水産食品承認制度の導入施設	46	年 複数回	48	104. 3%
【タイプ 2】	大規模調理施設及び広域流通食品製造施設				
リスクの高い 施設	○大規模調理施設,食中毒,食品事故の発生頻度の高い施設○製造基準等が定められ,製造が複雑で,食品衛生上注意を要する食品を製造する施設○広域流通食品を製造加工する施設○大規模販売施設	604	1年 1回 以上	562	93. 0%
【タイプ 3】	中小規模の製造施設, 調理施設等				
リスクの中程 度の施設	○中小規模の調理施設○中小規模の製造加工施設○給食施設	2, 128	2年 1回 以上	1, 847	86. 7%
【タイプ 4】	簡易な加工・調理施設等				
リスクの低い 施設	○製造,加工した食品を販売する施設○簡易な製造・加工・調理を行う施設○製造,加工した食品を販売する施設(許可外)○器具・包装等の製造又は販売施設○HACPP導入施設	4, 722	3~6年 1回 以上	4, 347	92. 0%
	合 計	7, 500		6, 804	90. 7%

2 重点監視指導事項

(1) ノロウイルス

ノロウイルスは感染力が強いため、食中毒が発生した場合には、大規模な事件に拡大することが懸念されます。ノロウイルス食中毒の予防には手洗いが有効であることから、日本食品衛生協会が認定する手洗いマイスターや宇都宮市薬剤師会の薬剤師による正しい手洗方法の講習を実施するなど、衛生意識の向上を図りました。

(2)食肉の取扱い

食肉等を原因とする腸管出血性大腸菌やカンピロバクターによる食中毒等を防止する ため、食肉を扱う食肉販売店や焼鳥、焼肉等を提供する飲食店を重点的に監視するとと もに、チラシ等を配布し、食中毒予防を注意喚起しました。また、市民に対して出前講 座等の開催を通し、加熱不十分な食肉による食中毒予防の普及啓発を行いました。

(3) アニサキス

近年,増加傾向にある,アニサキス食中毒を防止するため,魚介類販売店や刺身等を 提供する飲食店を重点的に監視するとともに,チラシ等を配布し,食中毒予防を注意喚 起しました。また,市民に対して出前講座等の開催を通し,アニサキスによる食中毒予 防の普及啓発を行いました。

(4) 食品表示

平成27年に施行された改正食品表示法が令和2年3月31日で経過措置が終了したことから、表示事項の重点的な点検を行い、基準に違反する食品等の発見排除に努めるとともに、関係機関との連携を図り、監視指導を行いました。また、食品関係営業施設に対し、食品表示講習会を実施し、改正食品表示法への対応や適正な期限表示の徹底を周知しました。

(5) 大規模イベント対策

新型コロナウイルス感染症の影響のため、北関東総体 2020 (インターハイ) が中止となったが、東京 2020 オリンピックやいちご一会とちぎ国体リハーサル大会が令和3年度に控えていることから、旅館監視時に ATP テスターを活用し、衛生管理の徹底を指導しました。

第4 食品等事業者に対する自主衛生管理の推進

衛生講習会等を実施し、事業者の自主的活動を活性化させ、食品営業施設の自主衛生管理の徹底や衛生水準の向上を促進しました。

1 HACCPに基づく衛生管理

大規模な食品等事業者に対し、円滑なHACCP導入に向け、導入や運用方法などに関する研修会を開催したほか、既にHACCPを導入している施設に対しては、運用方法の検証を行うなど、積極的な監視指導を行いました。

施設数	8 9
-----	-----

2 HACCPの考え方を取り入れた衛生管理

小規模な食品等事業者に対し、食品関係団体と連携した業種別説明会の開催などにより 衛生管理計画作成の支援を行いました。また、食品衛生指導員に対し、HACCPに関す る知識を深めるための研修会を開催するなど、助言・指導を行いました。また、市ホーム ページにHACCP推進ポータルサイトや保健所の窓口にHACCP相談窓口を設置し、 HACCPの導入を支援しました。

<haccp導入支援状況></haccp導入支援状況>	(開催回数延べ112回.	事業者数 7	948人)
		T /\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	0 1 0 / (/

年 度		令和元年度	令和2年度
HACCP業種別説明会	開催回数	1 9	1 4
IACC「未性別就切云	事業者数	1, 902	7 3 0
食品衛生責任者再教育講習	開催回数	1 9	2 3
及印刷工具任石丹狄月畔日	事業者数	1, 314	8 1 5
出前講座	開催回数	2 4	1 3
(HACPPに関すること)	事業者数	1, 083	2 1 6
相談窓口・監視等	事業者数		1, 888
合計	開催回数	6 2	5 0
	事業者数	4, 299	3, 649

第5 食品等検査に関する事項

飲食に起因する衛生上の危害の発生防止を図るため、市内で製造・販売される食品 965検体(令和元年度1,260検体)について、食品等の食品添加物や残留農薬など 規格基準検査や腸管出血性大腸菌等の細菌検査など衛生規範等に基づく検査を実施しま した。

また、収去検査による科学的なデータを根拠として、食品衛生法に基づく基準遵守状況 の確認及び指導を行いました。

1 規格基準等検査

(1)細菌・理化学検査

検査の結果,規格基準違反は1件(そうざい(ソルビン酸使用基準値超過)1件でした。 違反したそうざい製造施設に対し、速やかに立入検査を行い、同一ロット製品の流通状況 調査及び残品の廃棄指示、再発防止の衛生指導を実施しました。

食品表示法違反は2件で、たらこ、すじこから表示のない着色料を検出しました。販売 施設に対し速やかに立入検査を行い、適切な表示を行うよう指導しました。

また,衛生規範不適合は10件(ゆでめん(細菌数超過)1件,弁当・そうざい(細菌数超過)1件,洋生菓子(大腸菌群検出6件,細菌数超過2件)でした。衛生規範不適合

の製品を製造した市内製造施設に対し、速やかに立入検査を行い、再発防止の衛生指導を 実施しました。

(2)遺伝子組換え検査

とうもろこし加工食品の原材料であるとうもろこし(コーンフラワー) 2 検体について、安全性未審査の遺伝子組換え体の検査を実施したところ、いずれも検出されませんでした。また、遺伝子組換え食品を含む食品に必要な表示が適切に行われているかどうか確認するために表示検査を実施したところ、表示違反となる食品はありませんでした。

(3) アレルギー物質検査

製造中に意図しないアレルギー物質の混入防止を図るため、加工食品15検体について、 そばの含有の有無を検査したところ、すべて製品への混入はありませんでした。

2 農畜水産物の残留有害物質検査

(1) 残留農薬検査

本市で生産されたアスパラガス・日本なし・にら・いちご・トマトの5種類,各6検体(計30検体)及び輸入された玉ねぎ(中国産)・長ねぎ(中国産)・にんにく(中国産)の3種類,計4検体についてについて、約300種類の農薬を検査したところ,基準値を超過したものはありませんでした。

(2)動物用医薬品検査

鶏卵4検体、鮎5検体、はちみつ5検体、輸入食肉6検体(計20検体)について、動物用医薬品検査を実施したところ、すべて検出されませんでした。

3 二枚貝のノロウイルス検査

市内に流通している生食用かき4体について、ノロウイルス検査を実施したところ、全て陰性でした。

4 放射性物質検査

東日本で水揚げされた海水魚24検体、県内産の野菜43検体、市内で製造された牛乳12検体(計79検体)について、放射性物質検査を実施したところ、基準値を超えるものはありませんでした。

第6 市民に対する啓発活動、情報提供、リスクコミュニケーション

食品安全情報紙の発行や出前講座等の開催などにより消費者へ適切な衛生情報を提供して、食品衛生に関する正しい知識の普及に努めました。市ホームページを活用し、食品等事業者によるマスクの着用及び手指の消毒の徹底やテイクアウト、デリバリーによる食中毒防止について啓発に努めました。

1 食品衛生安全情報誌

年2回各5,000部の食品衛生安全情報誌を発行し、地区市民センター等の市民に身近な施設59施設に配布しました。また、月1回発行される本市の広報紙に年5回食品衛生に関する記事等を掲載しました。

2 出前講座の実施

市民に対し各課所で出前講座等を実施し、延べ135名の受講者に対し食品衛生や検査に関する様々な情報提供や普及啓発を行いました。

<市民向け出前講座の実施>

	受講者数	内容
	4 6	食中毒や食品表示など、食品衛生に関する情報
		提供と普及啓発
生活衛生課		日本食品衛生協会が認定する手洗いマイスター
	2 4	や宇都宮市薬剤師会の薬剤師と連携し、手洗い
		実習を実施
衛生環境試験所 65	6 5	科学実験を取り入れながら、食品等検査の取組
	をわかりやすく紹介	

3 食品安全フェアの開催

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、8月に予定していた食品安全フェアを中止 しました。

4 食品安全消費者教室の開催

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、7月に予定していた食品安全消費者教室を 中止しました。

5 親子食品安全教室の開催

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、8月に予定していた親子食品安全教室を中止しました。

6 食品安全ゼミナールの開催

市内の中学校,高等学校計3校において開催し、延べ198名の生徒に対し、食の安全に関するクイズや講義を通じ、化学物質の量と体への影響や食物アレルギーの発症機序、食中毒の予防法など、食品の安全性に関する正しい知識の普及と啓発を行いました。

7 リスクコミュニケーション

市民、食品等事業者、行政担当者など関係者の間で食品のリスクに関する情報の共有や意見交換を行い、相互理解を図れるよう講習会を実施しました。